

ヤングケアラー支援を推進

すべての子どもが夢に向かって
挑戦できるように

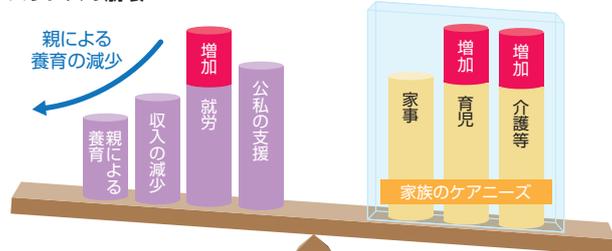


大人に障害がある、ひとり親や共働き家庭など、背景はさまざま

- ### ヤングケアラーの例
- 病気の家族の代わりに家事をしている
 - 家族の代わりに幼いきょうだいの世話をしている
 - 障害のある家族の身の回りの世話をしている



バランスの崩壊



ヤングケアラーによるバランスの保持



出典：厚生労働省 令和元年度 子ども・子育て支援調査研究事業
ヤングケアラーの早期対応に関する研究
「ヤングケアラーの早期発見に関するガイドライン案」

ヤングケアラーという言葉を知っていますか？

日本では法律上の定義はありませんが、一般的にヤングケアラーとは、本来大人が担うとされる家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことを指します。

子どもが家族の世話をする事自体は尊いことです。しかし本来大人が担うような責任の重いケアを引き

大人の代わりに家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども「ヤングケアラー」が社会的課題となっています。

誰ひとり取り残さない社会の実現に向けて、県では、ヤングケアラーやその家族を支援するためのさまざまな取り組みを始めています。

受けるヤングケアラーは、自分の時間を持つことができず、日常生活に支障が出るだけでなく、自分自身の将来の夢を諦めざるを得ない状況に陥ることもあります。

県では、家庭の状況や育った環境に左右されることなく、全ての子どもが将来への希望や期待を抱き、その実現に向けて挑戦できるよう、ヤングケアラーへの支援を推進しています。

身近にこういう子どもはいませんか？

子どもが自分の時間を持ってないと…

- 学校の授業についていけない
(授業中に寝てしまう。宿題をする時間がない)
- 部活に参加できない
- 友だちと遊ぶ時間がない
- 進学できない
- 孤立してしまう



子どもや家庭の支援者と意見を交わす長崎知事

ヤングケアラーについて
知事と意見を交換

令和3年6月に開催した「知事と語る やまなしづくり」では、ヤングケアラーが置かれている現状と課題を知り、今後の施策に生かすため、子どもや家庭の支援者と意見交換を行いました。

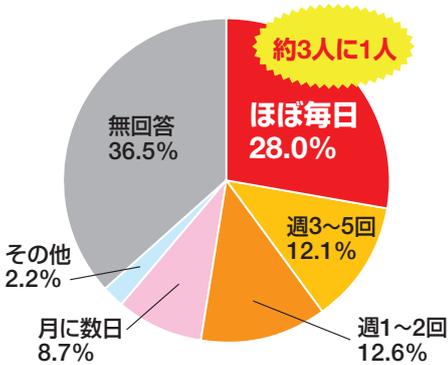
参加者からは、ヤングケアラーについて地域や子どもが理解する機会が必要、関係者が連携して対応することが必要、相談できる場所があることを子どもにも周知することが必要、などの意見が出されました。

全国初の全数調査
ヤングケアラーの実態を把握

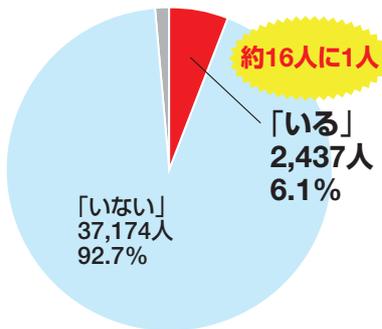
県ではまず、ヤングケアラーの実態を把握するため、全国で初めて、県内全ての小学6年生から高校3年生までを対象とした調査を実施しました。その結果、世話をしている家族がいると答えた子どもが、およそ16人に1人の割合でいることが分かりました。この数がヤングケアラーに該当するかもしれない子どもです。そのうち毎日世話をしている子どもはおよそ3人に1人、世話をしているために、やりたいことができないことがある子どもがおよそ4人に1人いることが明らかになりました。そして自分がヤングケアラーに該当すると答えた子どもはおよそ66人に1人の割合で、本人がヤングケアラーだと自覚していない可能性も見えてきました。

また、学校関係者や福祉関係などで子どもや家庭の支援を行う方を対象とした調査も実施し、その結果から、ヤングケアラーといっても、背景には親の障害や病気、祖父母の介護、幼いきょうだいの面倒など、さまざまな要因があることが分かりました。

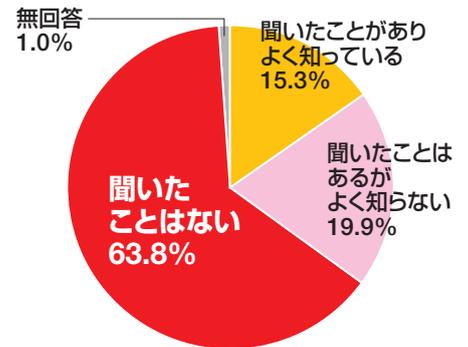
世話をしている頻度



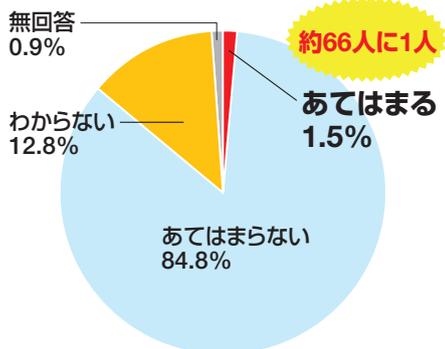
世話をしている家族が「いる」と回答した児童生徒



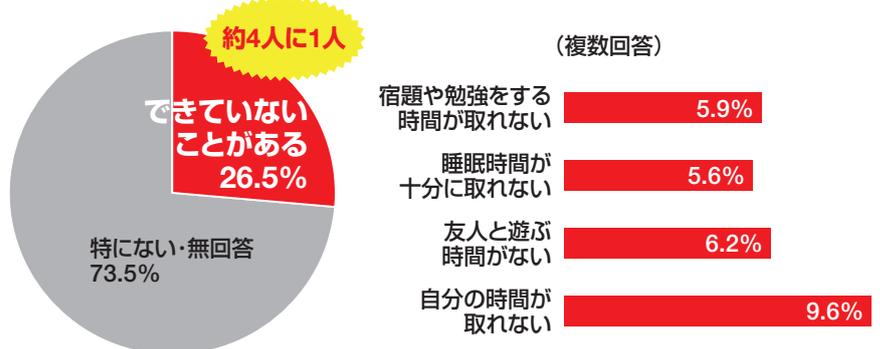
ヤングケアラーの認知度



自分が「ヤングケアラー」に該当するか



世話をしているために、やりたいけれどできていないこと



山梨県「ヤングケアラーの実態に関する調査(令和3年9月)」

全国初の 支援ガイドラインを策定

県では、子どもや家庭の支援を行う方や外部有識者などで構成する「ヤングケアラー支援ネットワーク会議」を設置し、この会議における意見や実態調査の結果などを踏まえ、令和3年12月に全国初の「ヤングケアラー支援ガイドライン」を策定しました。

このガイドラインでは、学校や福祉分野などで普段から子どもに関わっている人たちが、どのようにヤングケアラーを発見し、連携した支援につなげていくかについて具体策を示しています。

もしかしたらヤングケアラー？ 気付くことが支援につながる

実態調査の結果で示されているように、多くの方は、まだヤングケアラーという言葉を知りません。そのため、地域の子どもや学校の自分の友達がヤングケアラーだと気付けなかったり、ヤングケアラー自身であっても自覚していなかったりする場合があります。

そこで県では、吉本興業株式会社所属の芸人が高校生に扮した動画「山梨コネクトヤングケアラー」の制作・

公開や学校訪問によりヤングケアラーを知ってもらうための啓発活動を実施しています。

このような取り組みを通じ、ヤングケアラーを早期に見出し、その後の支援につなげていくことで、ヤングケアラーが自分の夢を諦めることなく挑戦できる社会、またヤングケアラーも含め全ての子どもが夢の実現に向けて切磋琢磨し将来活躍できる社会を実現していきます。



ヤングケアラーを知ってもらうため、学校に向いて講座を実施

県の公式YouTubeチャンネル 「山梨チャンネル」で公開している普及啓発動画



原田も今からうちに来て一緒にゲームやろうぜ!

あ〜、俺今日帰ないと…

俺ん家さあ…

「大丈夫?」って聞かれたら、

「大丈夫?」って答える。

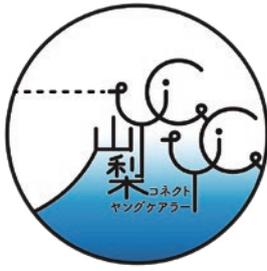
かわいそうって思われたくないから。

私たちにはできることがあります

聞かせてください
あなたのこと

ヤングケアラーに関する相談先はこちら
0120-189-783
0120-0-78310

※何れを相談したいかわからない方は「ヤングケアラーの相談です」とだけ伝えてください



山梨コネクストヤングケアラー
(Yamanashi Connect Young Carer)の
YCYCをキャラクターのように見立て、手をつなぎ
人とのつながりを示したロゴマーク



TikTokへヤングケアラーに特化したアカウントを開設

小中学校・高校に配布した啓発カード

ヤングケアラーがどこにも相談できずにひとりで抱え込んでしまっているケースがあることから、県は、子ども自身がSOSを出せる電話相談窓口を設置しています。さらに、スクールカウンセラーなどの専門家が、いじめや不登校とともに、ヤングケアラーの相談にも応じることができる「相談支援センター」を開所しています。

【問い合わせ先】子ども福祉課 TEL 055-223-1457 FAX 055-223-1509

ヤングケアラーと 呼ばれる子どもがいることを知り、 手を差し伸べてください

―これまでの取り組みは

「ヤングケアラー支援ガイドライン」の策定や普及啓発活動に取り組んできました。特にYouTubeで4本公開している普及啓発動画は約2カ月間で15万回以上再生されており、手応えを感じています。また、TikTok^{ティックトーク}に全国初のヤングケアラーに特化したアカウントを開設し情報発信を強化しています。

ヤングケアラーからの相談は、24時間対応可能な2つの相談窓口を県で設置して対応しています。

啓発カードを県内全ての小中学校・高校に配布したり、交流サイト（SNS）で情報を発信したりして相談するよう呼びかけています。

―今後の取り組みは

ヤングケアラーを支援機関につなげるパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」の育成を今年度実施します。コーディネーターが支援全体のマネジメントを行うことで、支援の強化を図っていきます。相談体制は、現在、電話相談が中心となっておりますが、年齢が上がるとSNSでの相談を

希望する子どもが増える傾向にあるため、新たな相談窓口を設置します。

また、ヤングケアラー同士や以前ヤングケアラーだった人たちが集まり、共に話し合えるような場をつくりまします。

―県民に伝えたいことは

ヤングケアラーと呼ばれる子どもがいることを知り、理解していただきたいと思えます。身近に困っているお子さんを見つけたら、声をかけたり、手を差し伸べたりして、支えてあげてください。

気になる子どもを見かけても、何をしてもいいかわからない場合は、県の相談窓口やお住まいの市町村のヤングケアラー窓口に連絡してください。県では今後も市町村や

関係機関とともに子どもや家族に寄り添った支援を実施してまいります。

子どもは未来の山梨づくりに重要な役割を果たしてくれる存在であり、しっかり守り育むことでよい山梨へ発展することにつながっていきます。全ての子どもが平等に必要な権利を持って過ごせるような社会をつくっていくために、ヤングケアラー支援の取り組みを積極的に進めます。



子ども福祉課
芳賀 栄彦 主査